▲ 青森県

家畜衛生情報 No.6

2017.7.21

夏季休暇期間中の 口蹄渡・高病原性鳥インフルエンザ等の 防疫対策の徹底について

発生地域への渡航は可能な限り自粛しましょう。

仮に渡航する際は、以下の点に注意してください。

渡航に当たっての注意事項

- ①生鳥市場・農場・食鳥処理場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ②動物との不用意な接触を避けること。
- ③肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫カウンターに立ち寄り、 家畜防疫官の指導を受けること。

帰国後の注意事項

- ①帰国後1週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ②農場主や従業員等必用のある者がやむを得ず立ち入る場合には、 洗髪・入浴、更衣等適切な処理を講じた上で立ち入ること。
- ③海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。 やむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒その他必要な処置を講ずること。

衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止を再度徹底しましょう。

- ①衛生管理区域に必要のない人を立ち入らせない。
- ②不要なものを持ち込ませない。
- ③人が立ち入る場合・物を持ち込む場合は洗浄・消毒。

家畜の伝染性疾病の感染拡大防止対策を徹底しましょう。

- ①車両及び作業者の交差汚染を防止するための動線を守る。
- ②入退場時の車両・運転席の足床マット・靴底・手指等の洗浄・消毒の徹底。

早期通報

家畜に異常がある場合は直ちにむつ家畜保健衛生所へ連絡してください!

口蹄疫:牛の臨床症







舌の水疱



歯床部粘膜のびらん

口蹄疫:豚の臨床症状



鼻端の水疱



鼻平面の潰瘍



蹄球部皮膚のびらん

鳥インフルエンザの臨床症状



突然の沈うつ



鶏冠・肉垂のチアノーゼ

〒035-0072 むつ市金谷2丁目 18-25 電話 0175-22-1254 FAX 0175-22-1259 夜間及び休日の連絡先 090-5841-6810

下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所むつ地区家畜衛生推進協議会